平成２４年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡松崎町松崎422番地
破産者　株式会社文寿堂印刷所
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第９４号
三重県志摩市阿児町国府3691番地４
破産者　竹内　正治
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
大津市瀬田２丁目３番25号
破産者　有限会社唐橋給食
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３５号
滋賀県草津市野村５丁目９番34―604号
破産者　有限会社双友建興
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
京都市下京区西七条東御前田町38番地
破産者　株式会社北原大理石店
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
広島市佐伯区五月が丘３丁目22番８号
破産者　有限会社金井設備
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５号
香川県高松市円座町1062番地１
破産者　香川　良輔
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３７号
香川県高松市円座町1061番地１
破産者　株式会社良心
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５６号
長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
破産者　有限会社一式印刷
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０７号
釧路市入舟６丁目２番８号
破産者　伊藤　公博
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
北海道標津郡中標津町東４条南８丁目１番地15　ドリームハイツアンタレス２―Ｂ
破産者　井筒　晃弘
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第３１７号
群馬県前橋市下小出町３丁目22番地15　エステートピア下小出207号
破産者　長澤　恵三
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２４号
群馬県前橋市富士見町石井1740番地９
破産者　半田　静恵（旧姓三森）
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０８号
群馬県富岡市野上2547番地７
破産者　佐藤　　進
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３０１号
相模原市南区下溝1456番地４　ファミールちおりＩ102
破産者　織田　隆信
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８０号
相模原市中央区矢部４丁目８番16号　相模中央コーポ10号
破産者　長村　浩志
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８１号
相模原市中央区矢部４丁目８番16号　相模中央コーポ10号
破産者　長村　友子
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９５号
静岡県富士市久沢１丁目４番27号
破産者　井口　雅理
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２３号
静岡県富士宮市豊町６番23号、前住所静岡県富士宮市若の宮町620番地
破産者　矢邉　立夫
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１５４号
愛知県春日井市松河戸町2495―３　グランパス松河戸101、住民票上の住所名古屋市千種区香流橋２丁目２番12号　ユーステージ香流壱番館204号
破産者　大澤　一浩
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部